

第97号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立舞多聞地域福祉センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立舞多聞地域福祉センター

2 指定管理者

神戸市垂水区舞多聞西5丁目11番5号

舞多聞ふれあいのまちづくり協議会

代表者 南 俊治

3 指定期間

令和2年3月1日から令和3年3月31日まで

理 由

神戸市立舞多聞地域福祉センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

(第 97 号議案)

指定管理者の指定の件について（神戸市立舞多聞地域福祉センター）

1. 公の施設の名称

神戸市立舞多聞地域福祉センター

2. 指定管理者

舞多聞ふれあいのまちづくり協議会

代表者 南 俊治

神戸市垂水区舞多聞西 5 丁目 11 番 5 号

3. 指定期間

令和 2 年 3 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

4. 債務負担行為

期間：令和元～2 年度 限度額：2,000 千円

5. 令和元年度予定額

147 千円

6. 選定までのスケジュール

選定評価委員会 令和元年 7 月 24 日（水）

7. 選定理由

本市では、概ね小学校区に 1 つ、地域福祉センターを整備している。舞多聞地区については、平成 28 年 4 月に「舞多聞小学校」が新設され、平成 29 年 7 月には「舞多聞ふれあいのまちづくり協議会設立準備会」より、地域福祉センター整備についての要望書が提出された。

また、平成 30 年 4 月に、「舞多聞ふれあいのまちづくり協議会」が結成されている。このため、「舞多聞地域福祉センター」を整備するものとし、令和元年 8 月より工事着工し、令和 2 年 3 月供用開始予定である。

地域福祉センターは、「神戸市ふれあいのまちづくり条例」により、「ふれあいのまちづくり事業」の拠点と位置づけられており、「ふれあいのまちづくり事業」推進の中心的役割を、地域の公共的団体である「ふれあいのまちづくり協議会」が担っている。

ふれあいのまちづくり協議会による管理は、①地域の特色を活かした運営、②地域住民や地域団体による主体的な管理運営、③地域住民のニーズへの対応 などが期待できるものである。

このたび、ふれあいのまちづくり事業を展開していくために、地域の特色を活かした運営が見込める舞多聞ふれあいのまちづくり協議会を指定管理者候補者として選定した。

〔施設の概要〕

- (1) 設置目的
- ①すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、市、事業者及び市民が協力して、地域福祉の向上を目指し、各種の福祉活動、交流活動等を展開する。
 - ②ふれあいのまちづくり事業の拠点としてセンターを設置する。
(神戸市ふれあいのまちづくり条例 第2条・第4条抜粋)
- (2) 所在地
- 神戸市垂水区舞多聞西5丁目11番5号
- (3) 規模構造
- 木造平屋建 283.49㎡
- (4) 施設内容
- 地域福祉活動コーナー、調理コーナー、会議室、談話コーナー、洋室×2、多目的トイレ、倉庫等
- (5) 開館時間
- 午前9時～午後5時
(指定管理者が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。)
- (6) 休館日
- ・日曜日
 - ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
 - ・年末年始(12月28日～翌年1月5日まで)
 - ・指定管理者が管理運営上必要と認める日